



# 鳥取県公報

平成 22 年 12 月 24 日(金)  
号外第 109 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (58) (財政課) . . . . . 4
	鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (59) (〃) . . . . . 6
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (60) (人事企画課) . . . . . 10

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

中山間地域等直接支払制度に係る国の交付金による助成方式が、資金を積み立てるのに必要な経費を交付する方式から単年度ごとに所要額を交付する方式に変更されたため、鳥取県農地を守る直接支払基金を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県農地を守る直接支払基金は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成23年2月1日とする。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) がん及び感染症を予防するためのワクチンの接種を促進するため、新たに鳥取県ワクチン接種緊急促進基金を設置するとともに、高齢者等に係る地域の日常的な支え合い活動の体制づくりを支援するため、鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の拡充を行う。
- (2) 中山間地域等直接支払制度に係る国の交付金による助成方式が、資金を積み立てるのに必要な経費を交付する方式から単年度ごとに所要額を交付する方式に変更されたため、鳥取県農地を守る直接支払基金を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 新たに鳥取県ワクチン接種緊急促進基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取県ワクチン接種緊急促進基金	子宮頸がん <sup>けい</sup> 予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進し、がん及び感染症の予防を図ること。

- (2) 鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置目的に、高齢者等を地域で支え合う活動を行うための体制づくりを支援することにより、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備することを加える。
- (3) 鳥取県農地を守る直接支払基金は、廃止する。

名称	設置目的
鳥取県農地を守る直接支払基金	中山間地域の農業者に対し直接支払いを実施することにより、農業生産活動を維持し、農地が有する水源かん養機能等の多面的機能を確保すること。

- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区 分		ア 平成22年度			イ 平成23年度以降		
		6月	12月	年間計	6月	12月	年間計
a b以外の職員	現 行	100分の111	100分の130	100分の241	100分の111	100分の134	100分の245
	改正後	同上	100分の134	100分の245	100分の113	100分の132	同上

	特定幹部職員	現 行	100分の91	100分の110	100分の201	100分の91	100分の114	100分の205
		改正後	同上	100分の114	100分の205	100分の93	100分の112	同上
b	再任用職員	現 行	100分の60	100分の70	100分の130	100分の60	100分の72	100分の132
		改正後	同上	100分の72	100分の132	100分の61	100分の71	同上
	特定幹部職員	現 行	100分の50	100分の60	100分の110	100分の50	100分の62	100分の112
		改正後	同上	100分の62	100分の112	100分の51	100分の61	同上

イの区分における「現行」の支給割合は、アによる改正後の支給割合を示す。

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区 分		ア 平成22年度			イ 平成23年度以降		
		6月	12月	年間計	6月	12月	年間計
任期付研究員又は 任期付職員	現 行	100分の138	100分の153	100分の291	100分の138	100分の156	100分の294
	改正後	同上	100分の156	100分の294	100分の139	100分の155	同上

イの区分における「現行」の支給割合は、アによる改正後の支給割合を示す。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成23年1月1日とする(1)のイの区分及び(2)のイの区分を除き、公布日とする。

イ (1)のアの区分及び(2)のアの区分は、平成22年12月1日から適用する。

# 条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第58号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）を当該移動項に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
12 鳥取県環境学術研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等を行い、もって鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）による環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進に資するこ	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当  (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て		12 鳥取県環境学術研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等を行い、もって鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）による環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進に資するこ	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当  (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	

	と。					と。				
						13 鳥 取県 農地 を守 る直 接支 払基 金	中山間地 域の農業者 に対し直接 支払いを実 施すること により、農 業生産活動 を維持し、 農地が有す る水源かん 養機能等の 多面的機能 を確保する こと。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てると き。
<u>13</u>	略					<u>14</u>	略			
<u>14</u>	略					<u>15</u>	略			
<u>15</u>	略					<u>16</u>	略			
<u>16</u>	略					<u>17</u>	略			
<u>17</u>	略					<u>18</u>	略			
<u>18</u>	略					<u>19</u>	略			
<u>19</u>	略					<u>20</u>	略			
<u>20</u>	略					<u>21</u>	略			
<u>21</u>	略					<u>22</u>	略			
<u>22</u>	略					<u>23</u>	略			
<u>23</u>	略					<u>24</u>	略			
<u>24</u>	略					<u>25</u>	略			
<u>25</u>	略					<u>26</u>	略			
<u>26</u>	略					<u>27</u>	略			
<u>27</u>	略					<u>28</u>	略			
<u>28</u>	略					<u>29</u>	略			
<u>29</u>	略					<u>30</u>	略			
<u>30</u>	略					<u>31</u>	略			
<u>31</u>	略					<u>32</u>	略			
<u>32</u>	略					<u>33</u>	略			

附 則

この条例は、平成23年2月1日から施行する。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第59号**

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第58号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
26 鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図るとともに、 <u>高齢者等を地域で支え合う活動を行うための体制づくりを支援することにより、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備すること。</u>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	26 鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
略					略				

33 鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	33 鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
34 鳥取県ワクチン接種緊急促進基金	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進し、がん及び感染症の予防を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。					

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）を当該移動項に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
12 鳥取県環境学術研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を		12 鳥取県環境学術研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を	

	<p>を行い、もって鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）による環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進に資すること。</p>		<p>達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>			<p>を行い、もって鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）による環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進に資すること。</p>		<p>達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>		
13	略				13	鳥取県農地を守る直接支払基金	中山間地域の農業者に対し直接支払いを実施することにより、農業生産活動を維持し、農地が有する水源かん養機能等の多面的機能を確保すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
14	略				14	略				
15	略				15	略				
16	略				16	略				
17	略				17	略				
18	略				18	略				
19	略				19	略				
20	略				20	略				
21	略				21	略				



<u>22</u> 略	<u>23</u> 略
<u>23</u> 略	<u>24</u> 略
<u>24</u> 略	<u>25</u> 略
<u>25</u> 略	<u>26</u> 略
<u>26</u> 略	<u>27</u> 略
<u>27</u> 略	<u>28</u> 略
<u>28</u> 略	<u>29</u> 略
<u>29</u> 略	<u>30</u> 略
<u>30</u> 略	<u>31</u> 略
<u>31</u> 略	<u>32</u> 略
<u>32</u> 略	<u>33</u> 略
<u>33</u> 略	<u>34</u> 略

附則を次のように改める。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第60号**

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>( 期末手当 ) 第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の111、12月に支給する場合においては<u>100分の134</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の91、12月に支給する場合においては<u>100分の114</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては<u>100分の72</u>を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては<u>100分の62</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>( 期末手当 ) 第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の111、12月に支給する場合においては<u>100分の130</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の91、12月に支給する場合においては<u>100分の110</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては<u>100分の70</u>を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては<u>100分の60</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p>

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前		
<p>( 期末手当 ) 第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の113</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の132</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては<u>100分の93</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の112</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の61</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の71</u>を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては<u>100分の51</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の61</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p>	略	<p>( 期末手当 ) 第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の111</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の134</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては<u>100分の91</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の114</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の60</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の72</u>を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては<u>100分の50</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の62</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p>	略
略			
略			

( 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 )

第3条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>( 給与条例の適用除外等 ) 第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に對</p>	<p>( 給与条例の適用除外等 ) 第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に對</p>

<p>する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の111」とあるのは「100分の138」と、「<u>100分の134</u>」とあるのは「<u>100分の156</u>」とする。</p>	<p>する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の111」とあるのは「100分の138」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の153</u>」とする。</p>
---	---

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）                      第7条 略                      2 略                      3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の113</u>」とあるのは「<u>100分の139</u>」と、「<u>100分の132</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）                      第7条 略                      2 略                      3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の111</u>」とあるのは「<u>100分の138</u>」と、「<u>100分の134</u>」とあるのは「<u>100分の156</u>」とする。</p>

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の111</u>」とあるのは「<u>100分の138</u>」と、「<u>100分の134</u>」とあるのは「<u>100分の156</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の111</u>」とあるのは「<u>100分の138</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の153</u>」とする。</p>

第6条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の113</u>」とあるのは「<u>100分の139</u>」と、「<u>100分の</u></p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の111</u>」とあるのは「<u>100分の138</u>」と、「<u>100分の</u></p>

132」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」とする。	134」とあるのは「 <u>100分の156</u> 」とする。
----------------------------------	----------------------------------

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第16条の4の規定、第3条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例第7条の規定及び第5条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例第8条の規定は、平成22年12月1日から適用する。